

資格喪失について

組合員の家族が世帯からの転出、他の保険に加入、死亡などにより減ったとき、資格喪失していただきます。

脱退日について

組合員の世帯から転出した場合は、転出した日から14日以内に本組合に申請書類を提出してください。

世帯からの転出以外で喪失する場合は、希望する脱退日の14日以内に本組合に申請書類を提出してください。

なお、希望する日から14日を超えて提出があった場合は、遅延理由書等の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

ただし、健康保険、共済組合などに既に加している場合はその加入日の前日、75歳になった日、死亡の場合は死亡した日が脱退日となり、脱退日翌日から被保険者証は使用できません。

添付書類について

- ・ 被保険者証・資格確認書・高齢受給者証などその他の証
届出書のみを事前に提出している場合は脱退後、すみやかに返還ください。
- ・ 資格確認書(対象者に令和6年12月2日以降発行)
- ・ 健康保険、共済組合等に既に加している場合は、その被保険者証もしくは資格確認書のコピー

保険料の賦課について

脱退日が月末日以外の場合は、脱退日が属する月から納付は不要です。

(※脱退月まで保険料を一旦徴収し、脱退月または翌月に脱退月分の保険料を返還)

脱退日が月末日の場合は、脱退日が属する月の翌月から納付は不要です。

その他留意事項

- ・ 75歳を迎えた方は後期高齢者医療広域連合の被保険者となるため、本組合を資格喪失します。